

施策目標個票

(国土交通省24-⑦)

施策目標	地域公共交通の維持・活性化を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	地域の経済活動、住民の日常生活や社会生活を支える基盤として必要不可欠な地域公共交通について支援を行うところにより維持・活性化を推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「おおむね順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	地域公共交通の維持・活性化の推進については、自動車、鉄道、旅客船、航空の各モードで取り組んでいる。平成24年度においては、「バスロケーションシステムが導入された系統数」及び「航路、航空路が確保されている離島の割合(①航路、②航空路)」が目標達成に向けた成果を示しており、施策目標に対しておおむね順調に推移している。引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

業績指標	140 地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数	初期値	実績値					評価	目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		24年度
		60件	263件	398件	465件	492件	510件	B-1	800件
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/
	141 バスロケーションシステムが導入された系統数	初期値	実績値					評価	目標値
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		24年度
		9,054系統	9,054系統	9,336系統	10,720系統	11,065系統	集計中	A-2	12,000系統
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/
	142 地方バス路線の維持率	初期値	実績値					評価	目標
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		25年度
		97.1%	97.1%	96.9%	97.0%	97.1%	97.7%	B-1	100%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/
	143 航路、航空路が確保されている離島の割合(①航路、②航空路)	初期値	実績値					評価	目標
		①平成22年度 ②平成23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		27年度
		①70% ②100%	①70% ②-	①70% ②-	①70% ②-	①70% ②100%	①70% ②100%	A-2	①68% ②100%
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/

施策の予算額・執行額等【参考】	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	16,345	31,346	30,927	31,313
補正予算(b)		490	821	1,321	-	/
前年度繰越等(c)		5,487	488	4,134	-	/
合計(a+b+c)		22,322	32,654	36,382	31,313	/
	執行額(百万円)	19,513	26,204	/	/	/
	翌年度繰越額(百万円)	488	4,134	/	/	/
	不用額(百万円)	2,321	2,316	/	/	/

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成25年6月14日)
-----------------	------------------------

担当部局名	総合政策局 公共交通政策部	作成責任者名	交通計画課長 (上原 淳)	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	------------------	--------	------------------	----------	---------

**業績指標 140**

地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数

**評価**

B-1	目標値：800件（平成24年度） 実績値：510件（平成24年度） 初期値：60件（平成19年度）
-----	---

**(指標の定義)**

業績指標は地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数とする。

**(目標設定の考え方・根拠)**

地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数について、目標値については平成21年度（398件）までの実績推移を勘案し、目標年次までに各地方運輸局等毎に80地域においてこうした計画が策定されていることを目標とし、10運輸局等に乗じた800件とした。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

総務省、公安委員会、市町村（計画策定主体）等

**(重要政策)****【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）
- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第49号）
- ・新成長戦略（平成22年6月18日）  
交通基本法の制定と関連施策の実施〔成長戦略実行計画（工程表）I 1〕
- ・日本再生の基本戦略（平成23年12月24日）  
公共交通の充実（4（2）③持続可能で活力ある国土・地域の形成）
- ・日本再興戦略（平成25年6月14日）  
地域の関係者間の役割分担と合意の下で公共交通の充実を図る仕組みの構築  
（第Ⅱ．二．テーマ1③Ⅱ）安心して歩いて暮らせるまちづくり③）

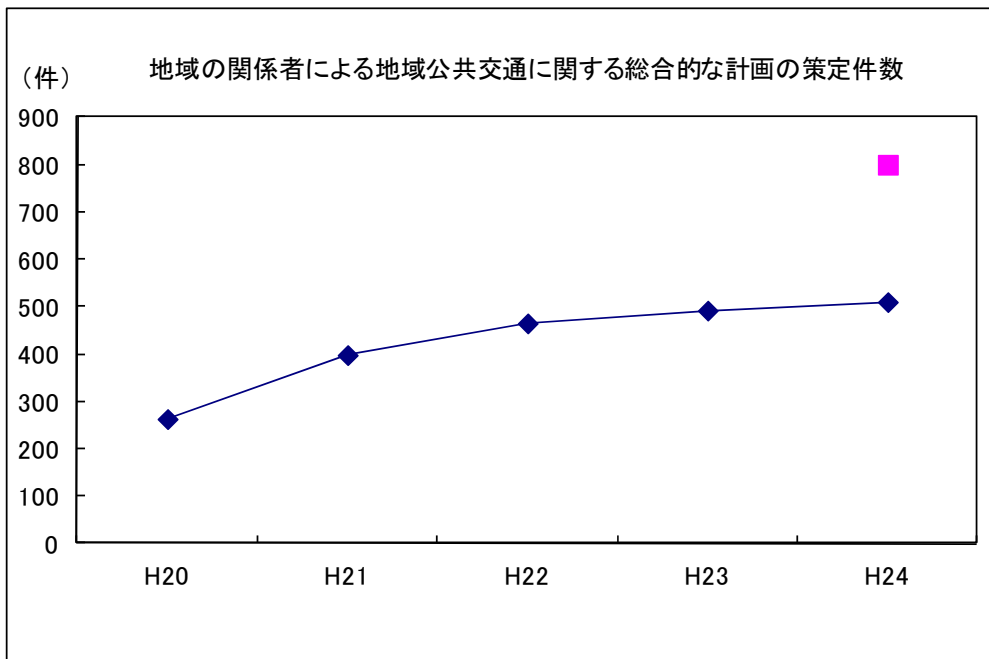
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	
263件	398件	465件	492件	510件	



**事務事業の概要**

**主な事務事業の概要**

○ 地域公共交通確保維持改善事業  
生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害(バリア)の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援する。予算額：303億円(平成24年度)

**関連する事務事業の概要**

該当なし

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

**(指標の動向)**

平成24年度においては、件数は増加したものの目標を達成できなかった。

**(事務事業の実施状況)**

地域の関係者に対するセミナー・研修など地域公共交通の維持・活性化の推進に対する取り組みに加え、平成23年度に創設された地域公共交通確保維持改善事業により、公共交通の確保・維持・改善を目的とした地域の取り組みを支援した結果、当該指標の実績値が増加するなど効果が現れている。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

- ・地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数の24年度の実績値は510件と24年度の492件から増加したが、目標値800件を達成することができなかったことから「B」と評価した。
- ・地域公共交通の維持・活性化を推進するためには地域の関係者が協働・連携しながら公共交通の利用促進を行うことが重要となっている。平成25年度からは地域公共交通確保維持改善事業の一環として新たに「地域協働推進事業」を創設し、地域公共交通活性化・再生法に基づく法定協議会が法定の連携計画を策定していること等一定の要件の下、地域ぐるみによる利用促進等に向けた取組みについて支援することとし、「1」と評価した。

**平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項**

**(平成25年度)**

平成23年度に創設された地域公共交通確保維持改善事業により、引き続き公共交通の確保・維持・改善を目的とした地域の取り組みを支援する。また、地域公共交通確保維持改善事業の一環として新たに「地域協働推進事業」を創設し、地域公共交通活性化・再生法に基づく法定協議会が法定の連携計画を策定していること等一定の要件の下、地域ぐるみによる利用促進等に向けた取組みについて支援を実施する。

**(平成26年度以降)**

なし(平成25年度の状況等を踏まえ検討)

**担当課等(担当課長名等)**

担当課：総合政策局公共交通政策部交通計画課 (課長 上原 淳)  
 関係課：総合政策局公共交通政策部交通支援課 (課長 坪井 史憲)  
 鉄道局鉄道事業課 (課長 高原 修司)  
 自動車局旅客課 (課長 瓦林 康人)  
 海事局内航課 (課長 大石 英一郎)  
 航空局航空ネットワーク部環境・地域振興課 (課長 滝川 伸輔)

**業績指標 141**  
 バスロケーションシステムが導入された系統数

**評価**

A-2	目標値：12,000系統（平成24年度） 実績値：11,065系統（平成23年度） 初期値：9,054系統（平成20年度）
-----	---

**(指標の定義)**  
 バスロケーションシステム（無線通信やGPSなどを利用してバスの走行位置をバス停等で表示し、バス待ち客の利便を向上するシステム）を導入した乗合バスの系統数

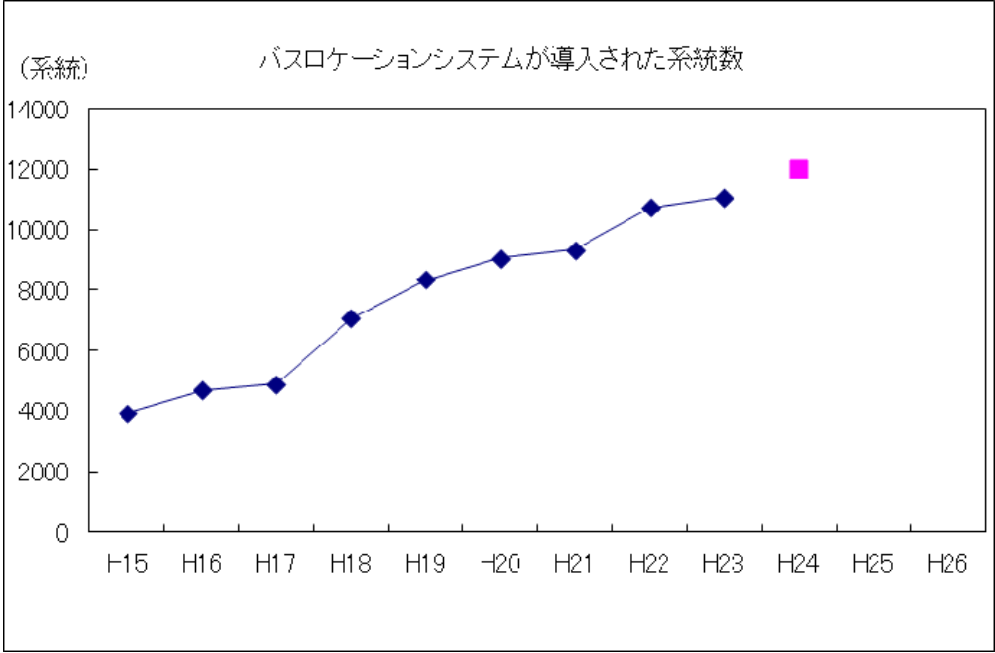
**(目標設定の考え方・根拠)**  
 近年における実績のトレンドを推計し、それに対応した目標値を設定

**(外部要因)**  
 なし

**(他の関係主体)**  
 バス事業者（事業主体）、地方自治体（一部事業において協調補助）

**(重要政策)**  
**【施政方針】**  
 なし  
**【閣議決定】**  
 なし  
**【閣決（重点）】**  
 なし  
**【その他】**  
 なし

過去の実績値					(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	
9,054系統	9,336系統	10,720系統	11,065系統	集計中	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

自家用車と公共交通機関のバランスのとれた交通体系を確立することにより、自動車交通の安全性の向上を図るため、オムニバスタウンの整備、日本型BRT、乗継施設などの整備等について地方公共団体と協調して支援する。

- ・自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業（バス関係） 予算額2.85億円（平成24年度）

生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害（バリア）の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援する。

- ・地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業） 予算額3.32億円の内数（平成24年度）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

平成24年度の実績値は集計中であるが、バスロケーションシステムを導入した乗合バスの系統数の実績値は、平成23年度に11,065系統に達しており、概ね目標を達成するものと見込まれる。平成18年度及び平成22年度は、前年度から大幅に系統数を増やしたが、これは今まで導入していなかった事業者が大規模に導入したことによるところが大きい。

#### （事務事業の実施状況）

バスロケーションシステムの導入等に対しては、平成24年度は自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業として1件、地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）として19件の補助を行った。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

バスロケーションシステムの導入系統数の実績値は平成23年度に11,065系統に達しており、概ね目標値12,000系統を達成するものと見込まれるためAと評価した。また、目標年度到来に伴い、目標年度を5年後（平成29年度）に再設定し、近年における実績のトレンドを推計し、それに対応した目標値を新たに設定し、15,000系統に更新することとした。

バスの利便性向上への取組みは積極的に推進しているところであるが、バス利用者数は、昭和43年度をピークに減少傾向にある。近年利用者数は下げ止まりの状況ではあるが、バス停の環境、バス待ちのイライラ、情報提供のあり方など、利用者が感じているバス交通への不満は解消すべき課題として残っている。

そこで、今後も地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）等の活用や関係機関との協力等により、バス事業者のサービス向上のための取組みを支援し、利用者にとって魅力ある安全で安心なバスサービスの提供を可能とする環境整備に取り組んでいく必要がある。特にバスロケーションシステムは中小のバス事業者ではなかなか導入まで進まない現状であり、導入コスト以外にも運営コストを下げられる仕組みにも取り組んでいく必要がある。

引き続き地域の生活交通に支障が生じないように、地域協議会に参画していくなどして支援を行うこととし、「2」と評価した。

## 平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

#### （平成25年度）

なし

#### （平成26年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車局旅客課（課長 瓦林 康人）

**業績指標 142**  
地方バス路線の維持率

**評価**

B-1

目標値： 100% (平成25年度)  
実績値： 97.7% (平成24年度)  
初期値： 97.1% (平成20年度)

**(指標の定義)**

「地方バス路線」とは、生活交通確保のため、地域協議会における協議結果に基づき都道府県が策定した計画において維持が必要とされた広域的・幹線的路線であって都道府県知事が指定し、国土交通大臣が承認したものをいう。「維持率」とは、国土交通大臣が承認した地方バス路線（毎年度承認）に対して引き続き運行されている当該路線（翌年度末）の割合。

(分子) = 評価年度末 (平成24年度末) に引き続き運行されている地方バス路線数

(分母) = 前々年度 (平成22年度) に都道府県知事が指定し、国土交通大臣が承認した地方バス路線数

※平成24年度評価の場合

**(目標設定の考え方・根拠)**

都道府県策定の計画において維持が必要とされ、国として支援することとした地方バス路線が維持されることを目指す。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

- ・総務省 (地方財政措置)
- ・都道府県

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

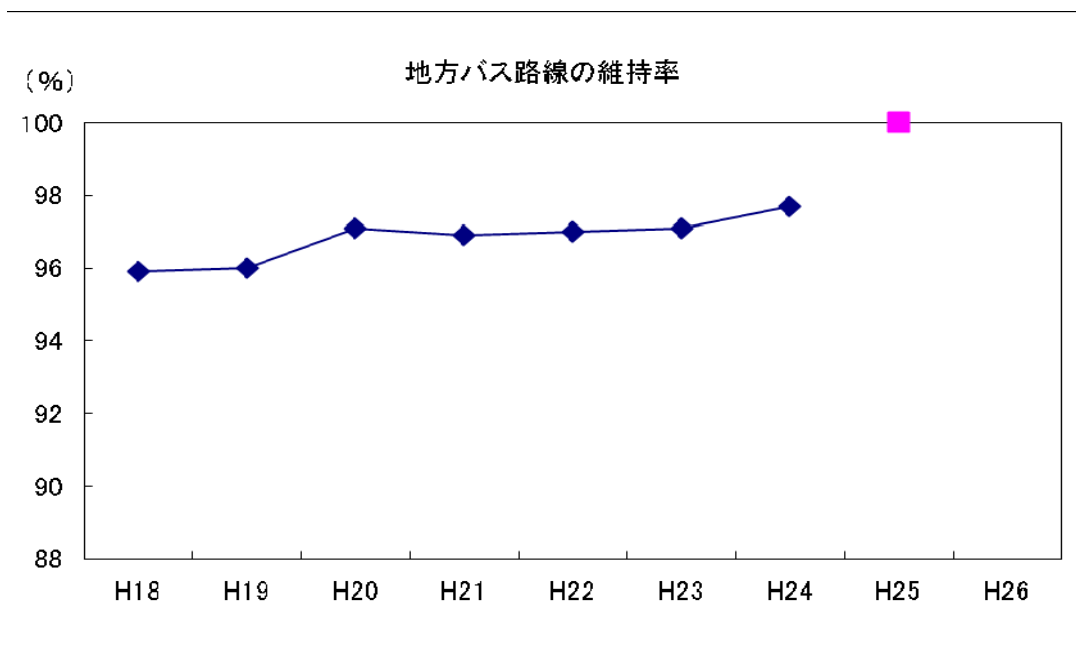
**【閣決 (重点)】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	
97.1%	96.9%	97.0%	97.1%	97.7%	



## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

生活交通路線維持対策の実施

国と地方の適切な役割分担のもと、地域協議会において維持・確保が必要と認められ、国が定める基準に適合する広域的・幹線的路線に対してその維持対策費を補助する。当初予算額332億円の内数（H24年度）

### 関連する事務事業の概要

該当なし

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

平成13年度から国と地方の役割分担のもと、国は広域的・幹線的路線に重点化して支援してきており、平成24年度の実績値は97.7%である。

これは、国が承認した平成23年9月末の路線数1,694路線のうち、平成25年3月末までに39路線が廃止となったためであるが、その内訳は類似系統の再編（24路線）等によるもので、実質的には地域の生活交通は確保されており、毎年度ほぼ同じ割合で推移している。

なお、国及び地方公共団体の補助によるもののほかに、バス事業者の自助努力により、地域の足の確保が図られてきているが、バス事業者を取り巻く経営環境は依然厳しいことから、利用者数の減少の著しい路線や類似系統を再編することにより運行コストの低減が図られているところである。

#### （事務事業の実施状況）

平成24年度においても国と地方の役割分担のもと、国は広域的・幹線的路線に重点化して支援し、生活交通路線維持対策を引き続き行っている。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

実質的に地域の生活交通は確保されているものの、業績指標の実績値が目標値を達成できていないことから、「B」と、当該補助制度については、平成23年度から、従来の地域公共交通に係る様々な支援制度とともに、抜本的に見直し、統合して、新たに創設した「地域公共交通確保維持改善事業」により支援しており、地域特性や実情に対応した地域最適な地域間交通のネットワークの確保・維持を可能とするため、従前の広域的・幹線的路線への補助要件を緩和、これに密接に関連する地域内の生活交通への新たな支援を行うこととしたところであるが、平成25年度より「地域協働推進事業」として、地域ぐるみの利用促進の取組みが行われる場合には、補助対象となる系統の要件の緩和（輸送量要件の緩和等）などを行う新たな施策を追加することで国の補助対象系統として引き続き支援を行うことが可能となり、地方バスの路線維持率の向上が見込まれるため「1」とした。

## 平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

### （平成25年度）

地域協働推進事業による補助対象となる系統の要件緩和等の実施

### （平成26年度以降）

なし

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車局旅客課（課長 瓦林 康人）

**業績指標 143**

航路、航空路が確保されている離島の割合 (①航路、②航空路)

**評価**

A-2	①目標値：68% (平成27年度) 実績値：70% (平成24年度) 初期値：70% (平成22年度) ②目標値：100% (平成27年度) 実績値：100% (平成24年度) 初期値：100% (平成23年度)
-----	---

**(指標の定義)**

- ① 有人離島のうち航路が就航されている離島の割合
- ② 平成24年度において航空輸送が確保されている飛行場を有し、かつ近隣都市へ代替交通手段で移動すると概ね2時間以上かかる有人離島(25:北海道2空港、東京都5空港、島根県1空港、長崎県3空港、鹿児島県6空港、沖縄県8空港)のうち、目標年度においても、航空輸送が確保されている離島の割合。

**(目標設定の考え方・根拠)**

- ① 我が国における有人離島のうち海上運送法に規定する一般旅客定期航路が就航している離島を抽出し、その割合を算出。したがって、分母は有人離島数、分子はそのうち一般旅客定期航路が就航している離島数。  
架橋等により交通手段が確保されている場合を除き、有人離島において航路を維持する必要がある。架橋の建設等による当該航路の利用者の減少による航路廃止等を考慮し、目標値を68%に設定した。
- ② 生活交通手段として航空輸送が必要な離島について、その維持を図ることにより、住民の生活の足を確保することを目標とする。また長期的に見た場合、就航可能な空港の数に変化する可能性もあるが、その場合においても就航可能な空港に関しては100%を維持することを目標とする。

**(外部要因)**

- ① 架橋の建設等に伴い、当該航路の利用者が減少し、航路廃止等となることが考えられる。
- ② 船舶等代替交通機関へのシフト
  - ・ 就航に適した機材の欠如

**(他の関係主体)**

- ① 地方公共団体(事業主体)
  - ・ 民間事業者(事業主体)
- ② 都道府県(国と協調または独自で離島航空路線維持対策を実施)
  - ・ 航空運送事業者(事業主体)

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- ① 規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日)  
離島航路の維持・改善を図るため行われてきた国の補助金の交付について、事業者の経営努力を促進する観点から、民営航路における公設民営化や公営航路等における入札制による民間航路事業者への委託制度の導入を推進するとともに、事業者の合理化・増収に対するインセンティブ制度などを導入する。(Ⅱ11(3)及びⅢ17エ②b)

**【閣決(重点)】**

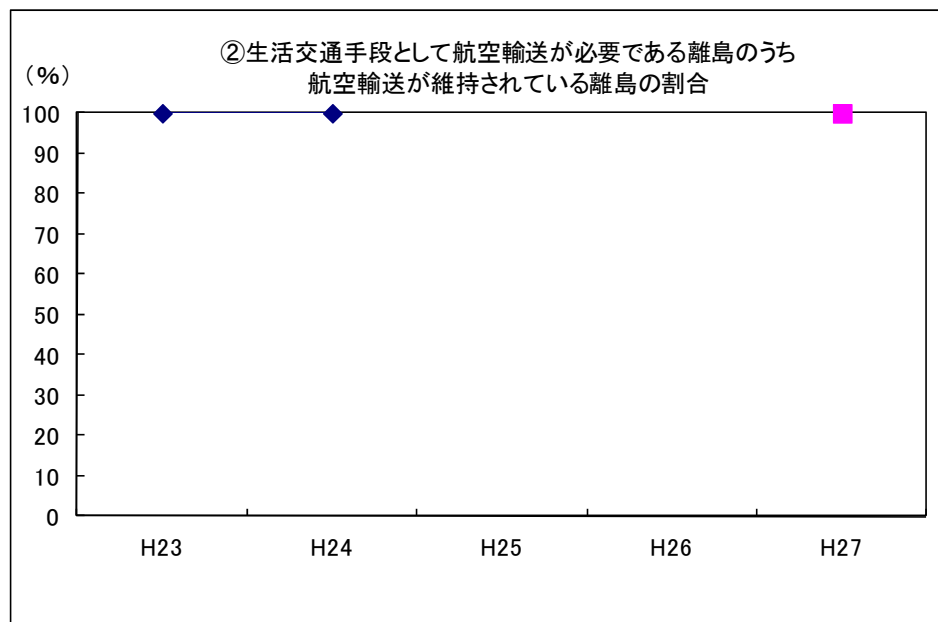
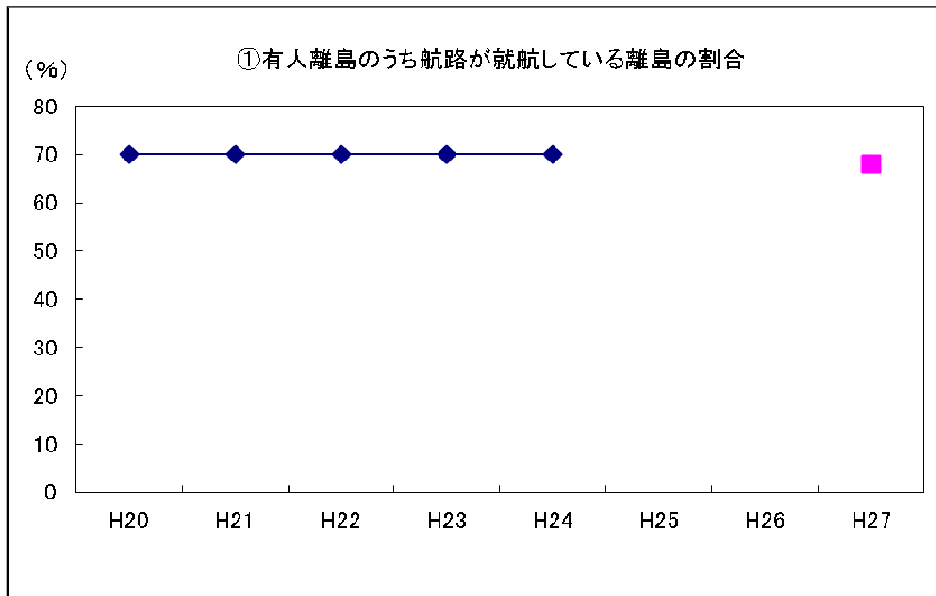
なし

**【その他】**

なし

	過去の実績値					(年度)
	H20	H21	H22	H23	H24	
①	70%	70%	70%	70%	70%	
②	—	—	—	100%	100%	





## 事務事業の概要

### 主な事務事業の概要

- ① 1 離島航路の維持・改善を図り、民生の安定及び向上に資するため、離島航路事業者に対し、その欠損の一部を補助する。また、島民向け運賃割引制度を平成23年度より導入した。  
 予算額：60.7億円（平成24年度当初）
  - 2 離島航路の安定的運航、利便性を図り、もって、離島における生活・生産条件の格差是正及び離島の産業振興等に資するため、公設民営化のための船舶買取・建造や省エネ化・小型化への代替建造を行う場合に、その建造費等の一部を補助する。  
 予算額：7.3億円（平成24年度当初）
  - 3 離島航路に就航する船舶に係る固定資産税の軽減措置の恒久化  
 課税標準を一律1/6（恒久化）（平成23年度）
- ② 離島航空路線維持対策の実施
- ・ 幹線等の高需要路線に比べ競争力が弱く、コスト面で割高な離島航空路線については、以下の総合的な支援措置を講じ、離島航空路線の維持を図る。
- 1 予算額：  
 地域公共交通確保維持改善事業（332億円の内数）
  - 2 島民運賃割引の設定・拡充に対する支援

## 関連する事務事業の概要

該当なし。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

- ① 平成24年の有人離島数は412島(対前年3島減)、一般旅客定期航路が就航している離島数は289島(対前年同数)、実績値は70%である。
- ② 平成24年度は、年度当初航空輸送が確保されていた有人離島25の離島全てにおいて航空輸送を維持しているところ。

#### (事務事業の実施状況)

- ① 平成24年度離島航路補助(運営費等補助)58.2億円を120航路109事業者に交付した。
  - ・ 離島航路構造改革補助8.9億円を19事業者に交付した。
  - ・ 離島航路における、省エネルギー性能を有する設備の導入等や改造、実証運航及び効果検証を行うための調査を実施した。
- ② 島民運賃割引を設定・拡充する場合に、運賃を引き下げることによる損失額を運航費補助の対象とした。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ① 平成21年度に創設した構造改革補助を積極的に活用することにより離島住民の唯一の生活航路の確保を図ってきたところであり、ここ5年間の実績においても概ね70%を維持してきたことから、目標は概ね達成している。架橋の建設等による当該航路の利用者の減少による航路廃止等を考慮し、68%に設定としたが、平成24年度は70%と目標値を上回っていることから「A」と評価した。
  - ・ 今後は、離島航路事業者の経営状況は旅客輸送量の減少等により、さらに厳しい状況にあるが、引き続き平成23年度から開始した「地域公共交通確保維持改善事業」の中で離島航路の維持のために必要な予算額を確保することとし、「2」と評価した。
- ② 平成24年度の業績指標は100%であり、離島航空路線の運航費補助について目標値を達成し、生活路線の維持確保を図られていることから、A-2と評価した。
  - ・ 離島航空路線は離島住民の日常生活及び経済活動に必要な交通手段であり、競争力が弱く、コスト面で割高な離島航空路線の維持には、総合的かつ柔軟な支援措置を講じる必要があり、効果的な支援について引き続き検討。

## 平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

未定

(平成26年度)

未定

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：①海事局内航課(課長 大石 英一郎)

②航空局航空ネットワーク部環境・地域振興課(課長 滝川 伸輔)